

高額療養費の支給手続を 簡素化します！

令和8年1月から開始！高額療養費の申請手続がとっても楽に！

これまで

申請書を毎回提出する
必要がありましたが…



これから

一回、手続をすると、
次回以降は指定の口座へ
自動でお振込します！



手続に必要な書類は、「高額療養費の支給申請について」に同封してお送りします

初回申請以降の高額療養費については、指定口座への自動振込となります。

支給金額や支給日については、「高額療養費支給決定通知書」にてお知らせします。

※支給がない場合は支給決定通知書の送付はいたしません。

◆手続方法

同意書に必要事項を記入後、高額療養費支給申請書とあわせて、郵送または窓口で
ご提出ください。（記入例は裏面をご参照ください）

◆手続に必要なもの

- ①高額療養費支給申請書 ②高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書
- ③世帯主のマイナンバーカードまたは資格確認書 ④世帯主名義の通帳
- ⑤窓口に来る方の本人確認書類 ※郵送の場合は①と②に必要事項を記入してお送りください

◆受付場所

青森市役所 駅前庁舎1階 国保医療年金課（12番窓口）

浪岡庁舎1階 健康福祉課

ご注意
ください！

以下に該当すると
自動振込が停止されます

- 国民健康保険税に滞納が生じた場合
- 世帯主が死亡または変更となった場合
- 登録口座に振込ができなくなった場合
など

国保税を滞納すると
簡素化ができなくなり
再度、手續が必要になります

納付もれのない
便利で確実な
口座振替を
ぜひご利用ください！

